

公的年金からの特別徴収（天引き）の開始について

■対象となる方

- 課税年度の4月1日現在65歳以上
- 公的年金の受給があり、前年中の公的年金所得に係る市民税・県民税・森林環境税の納税義務のある方
- 年金額から介護保険料等を差し引いた額が市民税・県民税・森林環境税額より大きい方

※ 上記対象者でも、昨年の年税額等の影響により該当しない場合があります。

※ 他の所得がある方は、給与から特別徴収または納付書払い（普通徴収）となる場合があります。

■本年度の支払い方

年税額の1/2を普通徴収（納付書払い）・残り1/2は10月から年金特別徴収（天引き）が始まります。

■徴収方法

《本年度》

6月 (第1期)	本年度年税額の1/4	普通徴収 ※納付書払い
8月 (第2期)	本年度年税額の1/4	
10月	本年度年税額の1/6	年金特別徴収 ※天引き
12月	本年度年税額の1/6	
翌2月	本年度年税額の1/6	

【例】今年度10月から年金特徴開始

本年度 年税額:60,000円としたら・・・

6月 (第1期)	15,000円	普通徴収 ※納付書払い 60,000円の1/4
8月 (第2期)	15,000円	
10月	10,000円	年金特別徴収 ※天引き 60,000円の1/6
12月	10,000円	
翌2月	10,000円	

《翌年度》

来年度の4月、6月、8月は、今年度の公的年金等の所得に対する年税額（定額減税前）の1/2に相当する額を3回に分けて仮徴収します。

【例】翌年度 年税額:75,000円としたら・・・

翌4月	本年度年税額の1/6	年金仮徴収 (翌年度)
翌6月	本年度年税額の1/6	
翌8月	本年度年税額の1/6	
翌10月	(翌年度年税額-仮徴収)の1/3	年金本徴収 (翌年度)
翌12月	(翌年度年税額-仮徴収)の1/3	
翌々2月	(翌年度年税額-仮徴収)の1/3	

翌4月	10,000円	年金仮徴収 (翌年度) 60,000円の1/6
翌6月	10,000円	
翌8月	10,000円	
翌10月	15,000円	年金本徴収 (翌年度) (75,000-30,000)円 の1/3
翌12月	15,000円	
翌々2月	15,000円	